

〈専〉京都伝統工芸大学校 GPA(グレード・ポイント・アベレージ)に関する規程

平成31年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、〈専〉京都伝統工芸大学校（以下「本校」という。）における学業成績をはかる指標として、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目の5段階の成績評価に対応した評点(グレードポイント、以下「GP」という。)を付与して算出する履修科目の成績評定平均値をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPA の算出の対象授業科目は、5段階の成績評価によって成績を受けた卒業要件に参入される全ての科目とする。

2 本校学則第12条に規定する、他の教育施設等における授業科目は、GPA の算定に含めない。

(配点)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げる GP を配点する。

- | | | | |
|-----|----|----------|------|
| (1) | 秀 | (90~100) | GP=4 |
| (2) | 優 | (80~89) | GP=3 |
| (3) | 良 | (70~79) | GP=2 |
| (4) | 可 | (60~69) | GP=1 |
| (5) | 不可 | (0~59) | GP=0 |

(GPA の種類及び計算方法)

第5条 第3条に規定する GPA 算定対象科目について、学期ごとの GPA(以下「学期 GPA」)と入学時から当該期までの GPA(以下「通算 GPA」)に区分して、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を四捨五入する。

(1) 学期 GPA

学期 GPA=(当該学期の履修登録科目の GP×当該科目の修得単位数)の総和÷当該学期の総履修単位数

(2) 通算 GPA

通算 GPA=(在学全期間の履修登録科目の GP×当該科目の修得単位数)の総和÷在学全期間の総履修単位数

(履修取消しの取扱い)

第6条 定められた期限までに履修取消しの手続を行ったものは、履修取消として扱い、GPA には算入しない。取り消しをせずに、履修を放棄した科目の GP は 0 とし、GPA に算入する。

(再履修等における GPA の取扱い)

第7条 不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合及び再履修結果再び不合格の評価であった場合の、それぞれの再履修前の不合格評価については、通算 GPA には算入しない。ただし、学期 GPA にはそれぞれ算入する。

(学修指導計画)

第8条 各学科・専攻科は、GPA に基づいて学生の学修指導を行うものとする。

(既定の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教員会議の議を経て、校長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する